(第5回まちづくり懇話会資料より) 桶川駅東口周辺地区のまちづくりのイメージ (土地利用) 整備手法案 【早期対応地区】 【既存宅地地区】 ・街路事業(県道、駅前広場整備)と一体となった整備を図る地区 ・既存の居住地 ・買収事業により既存の商業地が喪失し、後背の住宅等が都市計画道路に面するこ <整備手法案> とになる。 ・現在の居住環境を保持しつつ、周辺の都市 <整備手法案> 基盤整備を受け、今後、関係権利者が主体 ・街路事業を基本に、地権者の意向等によっては沿道整備街路事業等を活用するこ 的に土地利用を検討する。 (居住施設の移転に対応した用地) とにより、裏宅地の買収、既存の沿道商店街の存置意向に沿った都市計画道路沿 ・住環境保全に向けた地区計画の指定等が考 道への換地を行い、既存の商店街機能の維持を図る。 えられる。 既存の ・共同化意向を把握した換地により、事業を契機とした共同化の推進を図る。 ・住宅については、意向に応じて市有地への換地を行い、居住環境を保全する。 居住地 南小跡地 【順次対応地区】 既存の居住地 ・まとまりのある市有地等(旧南小跡地) 周辺の環境と調和を図りつ <整備手法案> 既存の つ、民間活力を導入した利活用 ・地域の集客、サービス、人口定着を図 まちなか居住環境の向上 るための一体的な整備を推進する。 沿道商業地 ・定借、PFI等民間活用による整備が考 ・ 駅利用者の利便の向上 沿道商業地 えられる。 現在の居住環境を保 周辺の沿道商業の促進 (中山道 持しつつ、周辺の都市基 盤整備を受け、今後、関 【既存宅地地区】 【既存宅地地区】 ·既存の沿道商業地(一番街) 係権利者が主体的に土 ·既存の沿道商業地(中山道) <整備手法案> 地利用を検討するエリア <整備手法案> ・通過車両の減少など、交通状況の変 ・景観形成の取り組みなど、別途、関係 化を受けて、今後、歩行者等をターゲ 権利者の合意形成により沿道まちづ ットとしたサービス業を中心とした沿道 くりを検討する。 まちづくりなどを検討する。 ・沿道建物の形態デザイン等に関連し ・商業活性化に資する、沿道建物の形 た地区計画の指定等が考えられる。 態デザイン等に関連した地区計画の 指定等が考えられる。 桶川駅東口駅前広場 駅東口通り線 既存の沿道商業地 (駅通いの南側) 周辺の都市基盤の整備を 受け、今後、関係権利者の 【長期的対応地区】 主体的な土地利用と、沿線 ・街路事業(県道、駅前広場整備)に係らない商店街 ・街路事業による建物の更新が行われないため、現在の店舗がそのまま存置される。 まちづくりを検討するエリア ・任意の共同化の推進等により、駅周辺商業地にふさわしい、景観、機能の更新が考えられる。